

令和 7 年 度

職業訓練指導員試験

受験案内（資格試験）

この試験は、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員としての資格を得るために行うもので、合格者には申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

（この試験は、福島県職業訓練指導員の採用試験ではありません。）

◇ 特 典 ◇

- 免許取得者は、その職種について技能検定（1 級・2 級・3 級・単一等級）を受けるとき、学科試験が免除されます。
- 免許取得後 1 年の実務経験で 1 級の技能検定が受けられます。
- 労働安全衛生法に基づく資格を取得する場合に、該当職種について試験（講習）の全部又は一部が免除されます。
- 自動車整備科の合格者は、自動車整備士技能検定規則による 2 級又は 3 級の技能検定を受けるとき、学科試験（保安基準、その他自動車整備に関する法規の科目を除く。）及び実技試験の全部が免除されます。

福島県

1 実施職種

学科試験（指導方法）を実施する職種

全職種

※学科試験（関連学科（系基礎学科、専攻学科））については実施しません。

他県において実施される職種がありますので、詳細については、産業人材育成課までお問い合わせください。

2 試験の科目

免許職種	試験区分	試験科目
全職種	学科試験	指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導、職業能力開発関係法規）

3 受験資格及び試験免除の範囲

- (1) 受験資格及び試験の免除の範囲については、別表1、2のとおりです。
ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。
ア 禁錮以上の刑に処せられた者
イ 職業訓練指導員の免許の取消しを受け、その日から2年を経過しない者
- (2) 学科試験及び実技試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）であっても、受験申請手続きが必要です。

4 試験日時及び試験会場

- (1) 日時 令和7年9月13日(土)
【受付】午前9時30分から午前10時まで
【試験説明】午前10時から午前10時15分まで
【試験】午前10時15分から午前11時45分まで
- (2) 会場 福島県立テクノアカデミー郡山（郡山市上野山5番地）

5 受験申請手続き

- (1) 受付期間
令和7年7月2日(水)から令和7年8月1日(金)まで。
① 持参する場合は午前9時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。
② 郵送の場合は簡易書留とし、封筒の表に「**受験申請書在中**」と**朱書き**してください。
また、8月1日(金)の消印のあるものまで受け付けます。
- (2) 受験申請書の提出先
福島県商工労働部産業人材育成課（県庁西庁舎12階）
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
- (3) 受験申請に必要な書類等

<提出書類一覧表>

提出書類等 受験者区分	受験 票	履歴 書	受験 申請 書	(証 紙) 受験 手 数 料	履 修 証 明 書	証 書 写 検 定 合 格	証 明 書 実 務 経 験	証 明 書 卒 業 ・ 修 了	証 書 写 資 格 ・ 免 許
1 大学・短大・高等専門学校・高等学校卒業 者（免許職種に関する学科を履修した者）	○	○	○	※○			○	○	
2 大学・短大・高等専門学校・高等学校卒業 者（免許職種に関する学科を履修していない者で実務経験8年 未満の者）	○	○	○				○	○	
3 職業能力開発校修了者	○	○	○	※○			○	○	
4 専修・各種学校卒業（厚生労働大臣指定）	○	○	○	※○			○	○	
5 実務経験者	○	○	○				○		
6 技能検定合格者	○	○	○			○			
7 その他資格者（別表2参照）	○	○	○						○

※免許職種に関する学科を修めている事の証明が必要となる場合があります。事前に産業人材育成課までご連絡ください。

- ア 受験申請書
 イ 履歴書（受験申請書の裏面）
 ウ 受験票（**85円切手**を貼付してください。）
 エ 写真票
 オ 写真（申請前3ヶ月以内に撮影した上半身、正面脱帽のものを受験申請書及び写真票に貼付してください。）
- カ 受験資格及び試験免除資格を証明する書類（技能検定合格証書、資格免許証写等）
 ※受験資格において実務経験の要件に該当する場合、実務経験証明書（指定様式）の添付が必要です。
 （指定様式は、福島県のホームページ
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021e/jitumukeikensyousemeisyo.html> からダウンロードできます。）
 ※試験の免除資格等について不明な場合は、事前にお問い合わせください。

(4) 受験手数料

- ア 手数料の額 **3,100円**
 ただし、「指導方法」の受験が免除となる方（受験免除者）は不要です。
- イ 納入方法
 受験手数料相当額の※**福島県収入証紙**を受験申請書の所定の欄に貼付してください。その場合、消印をしたものは無効となりますので注意してください。（収入印紙ではありません）
 原則、受験申請書を受け付けた後は手数料を返還しません。（申請の取り下げ、試験日時が変更になった場合も手数料は返還しません。）
 ※ 福島県収入証紙は、福島県庁内地階売店や県合同庁舎売店、各警察署の他、県内各地にある「福島県収入証紙売りさばき所」で取扱いをしています。

[福島県収入証紙売りさばき所一覧](#)

検索

(5) 全免除者の受験申請

全免除者については、受験申請手続き受付期間に限らず、通年で受験申請の手続きを行うことができます。併せて職業訓練指導員免許の申請手続きを同時に行うことができます。
 ※ 職業訓練指導員免許の申請方法については、福島県のホームページ
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021e/sidouinnmenkyokoufusaikoufu.html>
 に掲載しています。申請する場合には、事前に産業人材育成課までご連絡ください。

6 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、後日、受験票を送付します。（全免除者を除く）
試験日の1週間前までに受験票が到着しない場合には、お問い合わせください。
 受験票は試験当日に必ず持参してください。

7 合格発表

令和7年9月25日(木)
 福島県のホームページ (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021e/deve-06.html>) に合格者の受験番号を掲載します。
 なお、受験者全員に合否結果を通知します。（電話での合否の問い合わせは、お断りします。）

8 試験結果の開示

この試験の結果は、個人情報保護法第69条第2項第1号の規定により、口頭で開示を請求することができます。ただし、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（受験票、免許証等の身分証明書）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

開示内容	開示期間	開示場所
科目別得点	合格発表日から1ヶ月間	福島県商工労働部産業人材育成課 (県庁西庁舎12階) 福島市杉妻町2番16号

9 その他

- 受験申請書は福島県商工労働部産業人材育成課、各県立テクノアカデミー、福島県職業能力開発協会等にあります。
 郵送を希望される場合は、180円切手を貼付した宛て先明記の返信用封筒（定形外（規格内）、角形2号）を同封し、申し込んでください。
- 受験申請後、記載事項に係る変更があった場合は直ちに連絡してください。
- 本受験申請書に記入していただきました個人情報は、職業訓練指導員試験に関する業務のみに利用するものであり、福島県個人情報保護条例で定める場合を除き、福島県はそれ以外の目的に自ら利用し、または提供することは一切行いません。

別表 1 受験資格及び試験免除の範囲

受 験 資 格			免 除 の 範 囲			
			実 技	学 科		指導方法
				関連学科		
				系基礎学科	専攻学科	
学 校 教 育	●大学卒業	1 年以上		○	○	
	●短期大学卒業	2 〃				
	●高等専門学校卒業	2 〃		○	○	
	●職業課程の高等学校卒業	3 〃				
	普通課程の高等学校以上の卒業	5 〃				
	中学校卒業(実務のみの経験者)	8 〃				
職 業 訓 練	長期課程又は長期養成課程の指導員訓練を修了	1 〃				
	●応用課程の高度職業訓練を修了	0 〃		○	○	
	●特定応用課程の高度職業訓練を修了	0 〃		○	○	
	●専門課程の高度職業訓練を修了	1 〃		○	○	
	●特定専門課程の高度職業訓練を修了	1 〃		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練を修了	2 〃				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)を修了	3 〃				
厚生労働大臣が指定する学校	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2 〃				
	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3 〃				
	●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校又は各種学校(3年)卒業	3 〃				
	●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校又は各種学校(2年)卒業	4 〃				
免許職種に関し 職業訓練指導員試験において		実技試験の合格者	-	○		
		系基礎学科の合格者	-		○	
		専攻学科の合格者	-			○
		指導方法の合格者	-			
職業訓練指導員試験において学科試験のうち 免許職種と同一系の系基礎学科の合格者		-		○		
※職業能力開発促進法による技能検定1級又は 単一等級合格者(ただし、「電子回路接続」及び「バルコニー施工」を除く。)		-	○	○	○	
※職業能力開発促進法による技能検定2級合格者		-	○			
上記の資格に該当する者の者	免許職種と同一系の他の職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又はその学科試験に合格した者	-		○		○
	上記以外の職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又は学科試験に合格した者	-				○

(注) ① ●印は免許職種に関する学科を履修していること。

② ○印は免除される範囲。

③ ※印の技能検定職種に対応する免許職種については、別表 3 を参照してください。

別表2 他の法令による受験資格及び免除の範囲（実務経験年数の必要はありません。）

免 許 職 種 (関係する法令)	受 験 資 格 (下記免許等を有する者)	試 験 免 除 資 格 (下記免許等を有する者)	免 除 の 範 囲																										
			実技	学 科																									
				関連学科	専攻学科	指導方法																							
				基礎学科																									
溶接科 (ボイラー及び压力容器安全規則)	特別ボイラー溶接士 普通ボイラー溶接士 一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接技能者資格のうち、以下の①から③までの全ての技能を有することを証明する種類の資格 <table border="1"> <tr> <th></th><th>溶接方法</th><th>対象材料</th><th>継ぎ手の種類</th><th>材料厚さ</th><th>裏当て金</th><th>溶接姿勢</th></tr> <tr> <td>①</td><td>手溶接 (被覆アーク)</td><td rowspan="2">炭素鋼</td><td rowspan="2">板の突合せ</td><td rowspan="2">9mm以上</td><td rowspan="2">なし</td><td>立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td></tr> <tr> <td>②</td><td>半自動溶接</td><td rowspan="2">下向き、立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか</td></tr> <tr> <td>③</td><td>ティグ溶接</td><td>炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金</td><td></td><td>3mm以上</td><td></td></tr> </table> 一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接作業指導者資格 ガス溶接作業主任者免許 ガス溶接技能講習		溶接方法	対象材料	継ぎ手の種類	材料厚さ	裏当て金	溶接姿勢	①	手溶接 (被覆アーク)	炭素鋼	板の突合せ	9mm以上	なし	立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか	②	半自動溶接	下向き、立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか	③	ティグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金		3mm以上		特別ボイラー溶接士 同左 同左 同左	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
	溶接方法	対象材料	継ぎ手の種類	材料厚さ	裏当て金	溶接姿勢																							
①	手溶接 (被覆アーク)	炭素鋼	板の突合せ	9mm以上	なし	立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																							
②	半自動溶接					下向き、立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか																							
③	ティグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金		3mm以上																									
建設機械科 (建設業法施行令)	建設機械施工の技術検定合格者	建設機械施工の1級の技術検定合格者		○	○																								
冷凍空調機器科 (高圧ガス保安法)	第1種冷凍機械責任者 第2種冷凍機械責任者 第3種冷凍機械責任者	第1種冷凍機械責任者		○	○																								
発電電科 (電気事業法施行規則)	第1種ボイラー・タービン主任技術者 第2種ボイラー・タービン主任技術者	第1種ボイラー・タービン主任技術者		○	○																								
電気科 (電気事業法施行規則 エネルギーの使用の合理化に関する法律 航空機製造事業法施行規則(※1))	第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 エネルギー管理士 電気機器国家試験合格者(※1)	同左		○	○																								
送配電科 (電気事業法施行規則)	第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者	同左		○	○																								
電気工事科 (電気事業法施行規則 エネルギーの使用の合理化に関する法律 建設業法施行令 電気工事法)	第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 エネルギー管理士 電気工事施工管理技術検定合格者 第一種電気工事士	第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 エネルギー管理士 第一種電気工事士	電気工事	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○																								
電子科 (電波法 航空機製造事業法施行規則(※2))	第1級陸上無線技術士 第2級陸上無線技術士 第1級アマチュア無線技士 第2級アマチュア無線技士 電子機器国家試験合格者(※2)	第1級陸上無線技術士 電子機器国家試験合格者(※2)	○	○ ○	○ ○																								
自動車整備科 (自動車整備士技能検定規則)	1級大型自動車整備士 1級小型自動車整備士 1級二輪自動車整備士 1級四輪自動車整備士(※3) 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士 2級二輪自動車整備士 2級三輪自動車整備士(※4)	同左	○	○	○																								
自動車車体整備科 (自動車整備士技能検定規則)	1級大型自動車整備士 1級小型自動車整備士 1級四輪自動車整備士(※3) 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士 2級三輪自動車整備士(※4) 自動車車体整備士	同左 同左	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○																							
航空機製造科 (航空機製造事業法施行規則)	航空機国家試験合格者	同左		○	○																								
航空機整備科 (航空機製造事業法施行規則 航空法)	航空機国家試験合格者 一等航空整備士 二等航空整備士 航空工場整備士 (航空従事者技能証明書)	同左 同左		○ ○	○ ○																								
建築科 (建築士法)	1級建築士 2級建築士	1級建築士		○	○																								
枠組壁建築科 (建築士法)	1級建築士 2級建築士	1級建築士		○	○																								

免 許 職 種 (関係する法令)	受 験 資 格 (下記免許等を有する者)	試 験 免 除 資 格 (下記免許等を有する者)	免 除 の 範 囲			
			実技	学 科		指導 方法
				関連学科		
				系 基礎 学科	専 攻 学科	
ブロック建築科 (建築士法)	1 級建築士 2 級建築士	1 級建築士		○	○	
防水科 (建築士法)	1 級建築士 2 級建築士	1 級建築士		○	○	
プレハブ建築科 (建築士法)	1 級建築士 2 級建築士	1 級建築士		○	○	
熱絶縁科 (エネルギーの使用の合理化に関する法律)	エネルギー管理士	同左		○	○	
測量科 (測量法)	測量士試験合格者 測量士補試験合格者	測量士試験合格者	○	○	○	
ボイラー科 (ボイラー及び圧力容器安全規則 電気事業法施行規則 エネルギーの使用の合理化に関する法律)	特級ボイラー技士 1 級ボイラー技士 ボイラー・タービン主任技術者 エネルギー管理士	特級ボイラー技士 ボイラー・タービン主任技術者 エネルギー管理士	○	○	○	
			○	○ ○	○ ○	
電気通信科 (電波法)	第 1 級総合無線通信士 第 2 級総合無線通信士 第 3 級総合無線通信士 航空無線通信士	第 1 級総合無線通信士	○	○	○	
臨床検査科 (医師法 歯科医師法 獣医師法 臨床検査技師等に関する法律)	医師国家試験合格者 歯科医師国家試験合格者 獣医師国家試験合格者 臨床検査技師	医師国家試験合格者 歯科医師国家試験合格者 獣医師国家試験合格者 臨床検査技師	○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
事務科 (公認会計士法 税理士法 商工会議所法)	公認会計士試験短答式による試験 公認会計士試験論文式による試験 公認会計士試験第2次試験合格者(※5) 公認会計士試験第3次試験合格者(※5) 税理士試験合格者 簿記1級技能検定合格者	公認会計士試験短答式による試験 公認会計士試験論文式による試験 公認会計士試験第2次試験合格者 公認会計士試験第3次試験合格者 税理士試験合格者 簿記1級技能検定合格者	○ ○ ○ ○ ○ ○ 簿記	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ 簿記	
和裁科 (商工会議所法)	1 級技能検定合格者 2 級技能検定合格者	同左	○			
情報処理科 (情報処理の促進に関する法律施行規則) (情報処理技術者試験規則)	システムアーキテクト試験合格者 ネットワークスペシャリスト試験合格者 システム監査技術者試験合格者 応用情報技術者試験合格者 アプリケーションエンジニア試験合格者(※6) テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験合格者(※6) ソフトウェア開発技術者試験合格者(※7) 第1種情報処理技術者試験合格者(※8) 情報処理システム監査技術者試験合格者(※9) 特種情報処理技術者試験合格者(※9) オンライン情報処理技術者試験合格者(※9)	システムアーキテクト試験合格者 システム監査技術者試験合格者 アプリケーションエンジニア試験合格者(※6) 情報処理システム監査技術者試験合格者(※9) 特種情報処理技術者試験合格者(※9)		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
建築物衛生管理科 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律)	建築物環境衛生管理技術者	同左		○	○	

(注) ①○印は免除される範囲。(試験免除資格を有する者に限る。)

②※ 1 印は昭和54年省令改正前を対象とする。

③※ 2 印は昭和48年省令改正前を対象とする。

④※ 3 印は平成12年省令改正前を対象とする。

⑤※ 4 印は昭和53年省令改正前を対象とする。

⑥※ 5 印は平成15年省令改正前を対象とする。

⑦※ 6 印は平成21年省令改正前を対象とする。

⑧※ 7 印は平成19年省令改正前を対象とする。

⑨※ 8 印は平成12年省令改正前を対象とする。

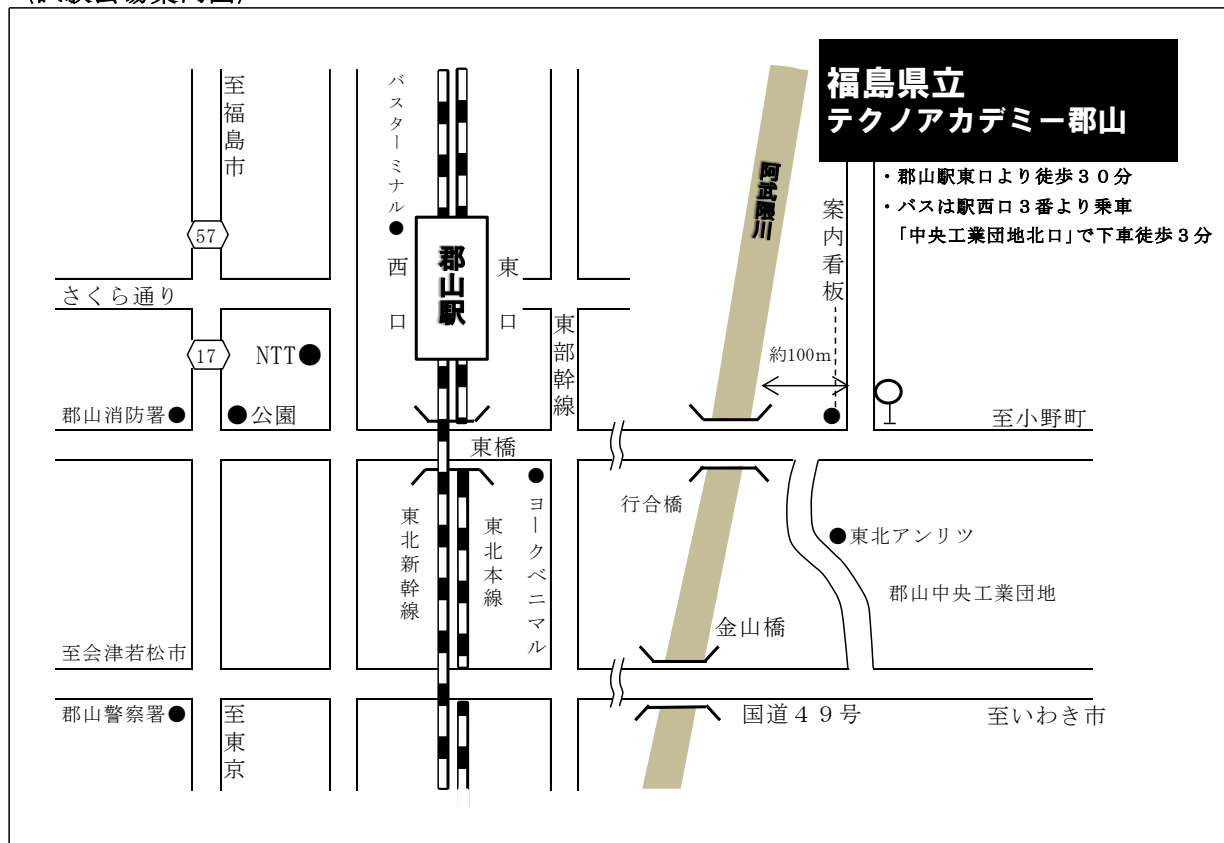
⑩※ 9 印は平成 6 年省令改正前を対象とする。

⑪上記以外の職種及び詳細は職業能力開発促進法施行規則別表第11の3で確認してください。

別表3 職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表

免 許 職 種	技 能 検 定 職 種	免 許 職 種	技 能 検 定 職 種
園 芸 科	園芸装飾	ガ ラ ス 科	ガラス製品製造
造 園 科	造園	ほ う ろ う 製 品 科	ほうろう加工
森 林 環 境 保 全 科		陶 磁 器 科	陶磁器製造
鉄 鋼 科	金属溶解	石 材 科	石材施工、 コンクリート積みブロック施工
鋳 造 科	金属溶解、鋳造、粉末冶金、 ダイカスト	麵 科	製麵
鍛 造 科	鍛造	パ ン ・ 菓 子 科	パン製造、菓子製造
熱 処 理 科	金属熱処理、金属材料試験	食 肉 科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
塑 性 加 工 科	金属プレス加工、建築板金、 工場板金、鉄工	水 産 物 加 工 科	水産練り製品製造
構 造 物 鉄 工 科	鉄工	発 酵 科	みそ製造、酒造
金 属 表 面 処 理 科	めっき、 アルミニウム陽極酸化処理	建 築 科	建築大工、枠組壁建築、 バルコニー施工、建築図面製作、 サッシ施工
機 械 科	機械加工、放電加工、金型製作、 工業彫刻、仕上げ、機械検査、 機械保全、油圧装置調整、 テクニカルイラストレーション、 機械・プラント製図、 切削工具研削	枠 組 壁 建 築 科	建築大工、枠組壁建築、 バルコニー施工、建築図面製作
電 子 科	電子回路接続、電子機器組立て、 半導体製品製造、 自動販売機調整	と び 科	とび
電 気 科	電気機器組立て、 自動販売機調整、電気製図	建 設 科	型枠施工、鉄筋施工、 コンクリート圧送施工
自 動 車 製 造 科	内燃機関組立て	屋 根 科	かわらぶき
鉄 道 車 両 科	鉄工、鉄道車両製造・整備	ス レ ー ト 科	スレート施工
造 船 科	鉄工	防 水 科	防水施工
時 計 科	時計修理	サ ッ シ ・ ガ ラ ス	カーテンウォール施工、 ガラス施工、サッシ施工
光 学 ガ ラ ス 科	眼鏡レンズ加工、光学機器製造	施 工 科	建築板金
光 学 機 器 科	光学機器製造	建 築 板 金 科	建築板金
理 化 学 機 器 科	家庭用電気治療器調整	畳 科	畳製作
製 材 機 械 科	切削工具研削、製材のこ目立て	イ ン テ リ ア 科	内装仕上げ施工、表装
内 燃 機 関 科	内燃機関組立て	床 仕 上 げ 科	内装仕上げ施工
建 設 機 械 科	建設機械整備	表 具 科	表装
農 業 機 械 科	農業機械整備	左 官 ・ タ イ ル 科	左官、タイル張り
縫 製 機 械 科	縫製機械整備	築 炉 科	れんが積み、築炉
織 機 調 整 科	織機調整	ブ ロ ッ ク 建 築 科	れんが積み、ブロック建築、 エーエルシーパネル施工
染 色 科	染色	熱 絶 縁 科	熱絶縁施工
ニ ッ ト 科	ニット製品製造	冷 凍 空 調 機 器 科	冷凍空気調和機器施工
洋 裁 科	婦人子供服製造	配 管 科	配管、浴槽設備施工
洋 服 科	紳士服製造	住 宅 設 備 機 器 科	さく井、ウエルポイント施工
縫 製 科	布はく縫製	土 木 科	ウエルポイント施工
和 裁 科	和裁	建 築 物 設 備 管 理 科	ビル設備管理
寝 具 科	寝具製作	化 学 分 析 科	化学分析
帆 布 製 品 科	帆布製品製造	公 害 検 査 科	化学分析
木 型 科	木型製作	木 材 工 芸 科	漆器製造
木 工 科	木工機械整備、機械木工、 家具製作、建具製作、 製材のこ目立て	竹 工 芸 科	竹工芸
工 業 包 装 科	工業包装	漆 器 科	漆器製造
紙 器 科	紙器・段ボール箱製造	貴 金 属 ・ 宝 石 科	貴金属装身具製作
製 版 ・ 印 刷 科	製版、印刷	印 章 彫 刻 科	印章彫刻
製 本 科	製本	塗 装 科	塗装、塗料調色
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 科	プラスチック成形、 強化プラスチック成形	広 告 美 術 科	広告美術仕上げ
		義 肢 装 具 科	義肢・装具製作
		写 真 科	写真
		日 本 料 理 科	
		中 国 料 理 科	調理
		西 洋 料 理 科	
		フ ラ ワ ー 装 飾 科	フラワー装飾
		建 築 物 衛 生 管 理 科	ビルクリーニング
		メ カ ト ロ ニ ク ス 科	電気機器組立て

〈試験会場案内図〉



この試験に関して不明な点は、下記にお問い合わせください。

**福島県商工労働部
産業人材育成課**

(〒960-8670 福島市杉妻町2番16号)

TEL 024-521-7829(直通)

FAX 024-521-7932

学科試験の指導方法についての講習会や参考書については、下記にお問い合わせください。

福島県職業能力開発協会

(〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館5F)

TEL 024-525-8681

URL <http://f-shokunou.or.jp>